

福島県インバウンド誘客強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県（以下「県」という。）は、持続的な観光の振興及び地域経済の活性化を図るため、県内の自然や歴史、文化などの地域資源を活用し、台湾など県が重点市場に位置づけるマーケットを中心として、多様化する訪日外国人観光客の旅行形態やニーズに対応した魅力ある地域の観光コンテンツの造成や、磨き上げ等の取組及び適時適切な誘客につながるプロモーションによる地域内の観光消費拡大までの一貫した取組を実施する事業者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 観光コンテンツ

地域の地域資源（自然、歴史、文化、食、アクティビティ等）を活用し、当該地域にインバウンド誘客を図るイベントやツアー、滞在・体験プログラム等をいう。

(2) 造成

前項に規定する観光コンテンツにより、地域内の観光消費拡大を図る取組を企画、実施することをいう。

(3) 磨き上げ

すでに造成、販売されている（1）に規定する観光コンテンツの深化・改善、販路を拡大する取組であって、地域内の産業連携を通じた観光消費拡大を図る取組を実施することをいう。

(補助の交付対象)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、観光コンテンツの販売を想定した運営体制を有する次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本県に所在する観光地域づくり法人（DMO）

(2) 本県に所在する観光協会、商工会等

(3) 本県の観光関連事業者等により構成された任意団体や協議会等（規約等により代表者の定めがあり、財産の管理を適正かつ継続的に行うことができるものに限る）

(4) 県内市町村

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第1及び別表第2のとおりとし、交付額は、予算の範囲内において知事が定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業と

しない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した事業
 - (2) 本補助金と併せて、同様の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合
 - (3) その他知事が不相当と認める場合
- 3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下、「補助事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 地域に根ざした観光コンテンツの造成又は磨き上げを行う取組であること。
- (2) 地域の観光消費拡大を図る取組であること。
- (3) 本事業実施期間内に、自社等のホームページ、商談会、OTA等を活用して積極的に情報発信を行い、販売導線を構築する取組であること。
- (4) 本事業実施期間内に、観光コンテンツの販売を行うこと。
- (5) 本事業終了後も観光コンテンツの販売及び継続的に事業を実施することを前提とした取組であること。

(交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書は、補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 誓約書(様式第3号)
 - (3) 収支予算書(様式第4号)
 - (4) その他必要な書類

(消費税及び地方消費税仕入れ控除額等の減額申請等)

第7条 補助事業者は、前項の補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りではない。

- 2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項の規定に基づき、その内容等を補助対象者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 規則第6条第1項第1号の規定に基づき、事業内容等を変更しようとする場合、中止又は廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 交付決定額の変更を伴わない補助対象経費の増額をする場合
- (2) 交付決定額の20%以内である補助対象経費の減額をする場合
- (3) 別表第1に掲げる各経費区分相互間において、いずれか低い額の50%以内の経費の配分の変更をする場合
- (4) 事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更をする場合

(申請を取り下げることが出来る期日)

第10条 規則第8条第1項に定める期日は、申請者が補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(状況報告)

第11条 知事は、規則第11条の規定により、補助金にかかる予算の執行の適性を期するため、必要があるときは補助事業者に事業の実施状況及び会計帳簿その他の関係書類の内容について報告を求め、調査を実施し、又は必要な指示を行うことができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日から60日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 補助対象経費の支出を証する書類（領収書の写し又は支払を証する書類の写し等）
- (4) 補助事業の実施結果がわかる書類（造成商品成果品一式、作成したホームページの画面の写し、情報発信内容の写し等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。ただし、第8条の規定により通知した補助金の交付決定額と同額の場

合は、通知を省略することができる。

(補助金の交付の請求及び支払)

第14条 知事は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者が前項の支払いを受けようとするときは、速やかに補助金交付請求書(様式第7条)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の請求書の内容を精査した結果、補助要件を満たすと認められたときには、請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に支払うものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書(様式第8号)により速やかに知事へ報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(交付決定の取消し等)

第16条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業を中止したとき
- (2) 法令、規則又は本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反したとき
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき
- (4) 虚偽の申請その他不正行為によって交付決定を受けたとき
- (5) 補助事業を遂行する見込みがなくなったとき

(財産の処分の制限)

第17条 規則第18条1項ただし書きに規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

- 2 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用が増加した財産について補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その適正管理を図ること。

(会計帳簿等の整備等)

第18条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておくなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月3日から施行する